

普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会運営要綱

令和 元年 9月 6日

(目的)

第1条 普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会（以下「検討会」という。）は、普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たり、護岸や埋立地等の設計・施工・維持管理を合理的なものとするため、技術的・専門的見地から客観的に提言・助言を行うものとする。

(業務)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、護岸や埋立地等の設計・施工・維持管理に関することについて、提言・助言等を行う。

(組織)

第3条 検討会は、学識経験者のうちから、沖縄防衛局長が委嘱した委員で構成するものとする。

(委員長)

第4条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(検討会の運営)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集し、運営する。

- 2 委員長は、検討会の会議を招集するときは、あらかじめ開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に通知するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じ検討会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長は、検討会の会議を招集せずとも第2条の業務に何らの支障をおよぼすおそれがなく、かつ、委員を適当な時期に招集することが困難な場合に限り、検討会の会議の招集に代えて、委員への持ち回り方式により検討会を運営することができる。

(事務局)

第6条 検討会事務局を沖縄防衛局調達部に置き、検討会の庶務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮って委員長が定める。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会 委員

- 青木 伸一 大阪大学大学院工学研究科 教授
- 大谷 順 熊本大学 副学長 教授
- 清宮 理 早稲田大学 理工学術院 名誉教授
- 小梁川 雅 東京農業大学 地域環境科学部長 生産環境工学科 教授
- 三村 衛 京都大学大学院 工学研究科 教授
- 宮田 喜壽 防衛大学校 システム工学群建設環境工学科 教授
- 森川 嘉之 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所 地盤研究領域 領域長
- 渡部 要一 北海道大学大学院 工学研究院土木工学部門 教授

(敬称略、五十音順、令和2年4月1日時点)